

第2期白河市子ども・子育て計画

第2期白河市子ども・子育て支援事業計画

第2期白河市次世代育成支援行動計画(後期)

【中間年見直し】(案)

令和5年8月

白河市

目次

第1章 計画見直しの概要	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 見直し箇所及び方法	1
3 見直しの経過	1
第2章 見直し内容	2
1 子どもの数と家族類型の推計	2
2 教育・保育給付	3
3 地域子ども・子育て支援事業	5
資料	14
1 白河市子ども・子育て会議条例	14

第1章 計画見直しの概要

1 計画見直しの趣旨

白河市子ども・子育て計画は、幼児教育や保育、子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長することができる環境を確保するとともに安心して子どもを生み、育てることのできるまちづくりを目指して、平成27年3月に策定されました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」に、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画となっています。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、その中間年にあたる令和4年度までの実績値と計画における見込み量とを比較し、令和5年度及び令和6年度の見込み量及び供給量について見直しを行いました。

2 見直し箇所及び方法

本計画の「第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制」について見直しを行いました。

なお、見直しにあたり、令和4年3月に内閣府より示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」を参考としております。

3 見直しの経過

見直しにあたり、白河市子ども・子育て会議を開催し、子どもの保護者や子育て従事者などからなる委員に意見をいただき、見直しの方法や結果について審議しました。

(1) 令和4年度第1回子ども・子育て会議(令和4年7月26日)

・見直しの方法及びスケジュール等について確認しました。

(2) 令和4年度第2回子ども・子育て会議(令和5年2月2日)

・見直し結果(案)について審議しました。

第 2 章 見直し内容

1 子どもの数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計 【本計画書 P.76】

【見直し前】

計画期間中の児童数について、平成 29 年度と平成 30 年度(各年度 4 月 1 日現在の)の 1 歳年齢ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法(※)により推計しました。

【見直し後】

計画期間中の児童数について、平成 29 年度から令和 4 年度(各年度 4 月 1 日現在の)の 1 歳年齢ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法(※)により推計しました。

(単位:人)

	実績値						推計値	
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0歳	465	424	451	363	365	342	280	280
1歳	503	474	428	447	368	359	343	281
2歳	463	510	467	427	429	355	353	338
3歳	511	465	494	460	419	421	349	347
4歳	446	516	453	490	463	423	420	348
5歳	519	439	503	443	486	450	415	412
計	2,907	2,828	2,796	2,630	2,530	2,350	2,160	2,006

(※) 「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同じ年に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

R4 年度までの実績値を基に R5・6 年度の推計値を算出し直した結果、各年齢で児童数が減少しました。(R5 年 5 歳児人口を除く)。

2 教育・保育給付

(1) 特定教育・保育(施設型給付) 【本計画書 P.80】

① 幼稚園

現在の幼稚園通園状況、市外利用者の状況等を踏まえ、利用者数を見込んでいます。定員及び利用状況から、ニーズに対応できる供給体制を確保しており、継続して受け入れ体制を確保するとともに、教育内容の質の向上を図るための取組を行います。

(単位:人)

	実績値						推計値			
	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
実績値	841	390	789	322	699	288	<u>599</u>	<u>270</u>	<u>513</u>	<u>253</u>
合計	1,231		1,111		987		<u>869</u>		<u>766</u>	
供給量	1,234		1,186		1,165		<u>1,165</u>		<u>1,165</u>	

2号幼(新2号):幼稚園に入園している児童で保育の必要性がある2号認定を受けている児童。

② 保育園

小規模保育施設、認定こども園の開設により、保育ニーズに対応できる体制が確保されている。今後も継続して、質の高いサービス提供を図ってまいります。

(単位:人)

		実績値						推計値			
		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号
実績値	0歳児	55	397	54	392	42	421	<u>37</u>	443	<u>29</u>	430
	1・2歳児	420		415		403		432		427	
合 計		872		861		866		<u>912</u>		<u>886</u>	
供給量		1,025		1,032		1,053		1,053		1,053	

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引きを基に算出しておりますが、実績とかけ離れた値となっているため、実績値を基に、推計値を修正しております。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業【本計画書 P.84】

地域子育て支援拠点事業では、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図っています。全ての子育て家庭を地域で支える取り組みであり、今後も広く利用を促進していきます。

(単位:人(年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	12,138	13,433	10,961	<u>12,530</u>	<u>12,530</u>
供給量	12,138	13,433	10,961	<u>12,530</u>	<u>12,530</u>

実績値を基に推計値を修正しました。

(3) 妊産婦健康診査事業【本計画書 P.85】

妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産に資するよう、県内の医療機関で利用できる15回分の妊婦健康診査受診票と、産後1ヶ月健診受診票を交付し健診費用の公費負担をします。また、里帰り出産など県外で妊産婦健診を受ける方には、費用の助成を行います。

妊産婦健康診査の結果、異常があった場合など必要に応じて保健指導を行い、母子の健康支援に努めます。

(単位:人・回)

		実績値			推計値	
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	妊娠届出者	376	372	292	280	280
	受診者	4,811	4,119	4,048	3,920	3,920
供給量	妊娠届出者	376	372	292	280	280
	受診者	4,811	4,119	4,048	3,920	3,920

妊婦だけでなく、出産後1ヶ月検診費用の助成も行っていることから、事業名を「妊婦健康診査事業」から「妊産婦健康診査事業」に変更しております。

(4) 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業【本計画書 P.86】

保健師等が生後 4 か月を待たずに可能な限り生後 2 か月までに訪問することとし、育児ストレスや産後うつ状態などを把握し、必要に応じて訪問や相談を継続します。

また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携して必要なサービス提供に結びつけるなどフォローに努めます。

(単位:回)

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	340	372	286	<u>280</u>	<u>280</u>
供給量	340	372	286	<u>280</u>	<u>280</u>

(5) 養育支援訪問事業【本計画書 P.87】

養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指します。

必要に応じ、関係機関と連携・調整を行い、実施方策を検討し、地域の様々なサービスを組み合わせるなど支援に努めます。

(単位:回)

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	49	31	44	40	40
供給量	49	31	44	40	40

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)【本計画書 P.88】

ニーズ調査からは、利用意向は少ないものとなっていますが、今後も引き続き、緊急時の対応なども含め、本事業の実施に向け、社会福祉事業団及び児童福祉施設等への働きかけを行っていきます。

(単位:人(年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	4	17	35	48	60
供給量	4	17	35	48	60

年間延べ利用人数は、毎年増加傾向にあるため、推計値を修正しております。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 【本計画書 P.89】

今後も広く利用促進を図るとともに、支援体制の充実を図るため、まかせて会員の養成講座を継続して実施し、会員の拡充を図ります。

(単位:人(年間延べ利用人数))

実績値	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
乳幼児	443	407	292	<u>418</u>	<u>418</u>
小1～小3	58	115	62	<u>132</u>	<u>132</u>
小4～小6	107	117	159	<u>94</u>	<u>94</u>
合計	608	639	513	<u>643</u>	<u>643</u>
供給量	608	639	513	<u>643</u>	<u>643</u>

実績値を基に推計値を修正しました。

(8) 一時預かり事業 【本計画書 P.90】

① 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園における預かり保育の推進により、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

(単位:人(年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	48,239	50,010	39,939	<u>36,544</u>	<u>34,169</u>
供給量	48,239	50,010	39,939	<u>36,544</u>	<u>34,169</u>

② 一時預かり事業(幼稚園型を除く) 【本計画書 P.91】

保育園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育園等において一時的に預かり、保護者の希望に対応します。

(単位:人 (年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	1,814	863	1,144	<u>1,517</u>	<u>1,517</u>
供給量	1,814	863	1,144	<u>1,517</u>	<u>1,517</u>

実績値を基に推計値を修正しました。

(9) 病児保育事業【本計画書 P.93】

現在、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、事業を広く周知し、継続して実施していきます。

(単位:人)

	実績値			推計値	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実績値	101	201	207	<u>213</u>	<u>219</u>
供給量	101	201	207	<u>213</u>	<u>219</u>

年間延べ利用人数は、毎年増加傾向にあります。

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【本計画書 P.94】

現在6年生までを対象に実施しております。受入れにあたっては、余裕教室や既存施設の利活用により、確保に努めます。また、新・放課後子ども総合プランへの対応として、放課後子ども教室との連携を図ってまいります。

(単位:人(登録者数))

	実績値						推計値			
	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
実績値	605	135	630	198	665	191	<u>650</u>	<u>250</u>	<u>650</u>	<u>250</u>
供給量	1,225		1,225		1,225		<u>1,225</u>		<u>1,225</u>	

年間登録者数は、毎年増加傾向にあります。

資料

1 白河市子ども・子育て会議条例

公布 平成 26 年 3 月 26 日 条例第 6 号

改正 令和 4 年 9 月 30 日 条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年3月 25 日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 30 日条例第 25 号抄)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2期白河市子ども・子育て計画【中間年見直し】

第2期白河市子ども・子育て支援事業計画
第2期白河市次世代育成支援行動計画(後期)

発行：白河市

編集：白河市保健福祉部こども未来室こども支援課

〒961-8602 白河市八幡小路 7 番地 1

電話 0248-22-1111

FAX 0248-23-1255